

消防局企画戦略会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市の施政方針、消防を取り巻く環境等を見据えた消防局の基本方針の策定と基本方針に基づく施策等の確実な推進を図るため消防局企画戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 戦略会議の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 基本方針に関すること。
- (2) 消防組織制度に関すること。
- (3) 重要な施策の策定及び総合調整に関すること。
- (4) その他総合的な計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 戦略会議は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、局長をもって充てる。
- 3 副会長は、総務部長をもって充てる。
- 4 会員は、別表に掲げるものをもって充てる。
- 5 会長は、会務を総括し、会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 戦略会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、戦略会議の議長となり、会議を主宰する。

(部会)

第5条 戦略会議における特定の問題の調査・検討及び計画の推進を図るため部会を置くことができる。

- 2 部会の構成等は、会長が別に定める。

(プロジェクトチーム)

第6条 戦略会議における特定の課題の解決や計画を作成するためプロジェクトチームを設置することができる。

- 2 プロジェクトチームの構成等は、会長が別に定める。

(企画調整会議)

第6条の2 消防局の基本施策等の推進を図るため、局内における調整を目的として企画調整会議を設置することができる。

- 2 企画調整会議の構成等は、総務部企画担当が別に定める。

(関係者の出席)

第7条 戦略会議及び部会は、それぞれの長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 戦略会議の庶務は、総務部企画担当において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議、部会及びプロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（3川消総企第124号）

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

附 則（4川消総企第1号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（5川消総企第24号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（6川消総企第208号）

この要綱は、令和6年7月8日から施行する。

別表（第3条関係）

会員

警防部長	予防部担当部長・予防課長事務取扱
予防部長	査察課長
総務部担当部長・庶務課長事務取扱	保安課長
人事課長	臨港消防署長
施設装備課長	川崎消防署長
企画担当課長	幸消防署長
警防部担当部長・警防課長事務取扱	中原消防署長
警防部担当部長	高津消防署長
救急課長	宮前消防署長
指令課長	多摩消防署長
航空隊長	麻生消防署長